

保険の經濟的社會的考察

木村 榮 一

一 保險學の潮流

正しく資本主義は「不安の創造者」(createur d'insécurité)であつた。^(註一)機械文明の進歩は同時にその中に個人的社會的危險を包藏する矛盾を育成した。永續 (continuité) 保護 (protection) 保證 (garantie) への冀望は、最早扶助 (assistance) 慈善 (charité) のみには依存し得ず、自らの力で手段を確保しなければならなくなつた。この經濟的保障の欲望^(註二) (besoin de la sécurité économique) に呼應する保險の生成は従つて必然的所産であつた。それは資本主義經濟にとつて不可缺の部分^(註三) (ein unentbehrliches Teilstück) であり、規則的運轉を保證する精緻な輪機 (rouage d'hécat) である。^(註四)損害の發生に備へて statu quo ante を valeurs existantes に保證し、將來の欲望の生起に具へて valeurs nouvelles を獲得せしめる保險の機務は、實に uncertainty を除去し certainty を齎す所の保障 (sécurité) に存在する。文明の程度は將來への配慮の多様性と廣範性によつて測定されると斷言することも可能であらう。^(註八)されば保險は人類の進歩に必須の經濟的社會的使命を最初から擔つていたのである。^(註九)

扱て、保險は經濟學の繼子であるとの憂嗟を聞く迄もなく、經濟學者によつて保險が論ぜられることは余りにも少

保險の經濟的社會的考察

(註十一) 又保險學者によつてなされた保險の經濟的考察は貧困というに盡きる。(註十二) そののみか、保險學は集合科學(Sammelwissenschaft) なりや統一科學(einheitliche Wissenschaft) なりや、或は經濟學の補助科學(Hilfswissenschaft) なりや獨立科學(selbständige Wissenschaft) なりや、又保險經濟學、保險數學、保險法學、保險醫學の何れが上位(Primat) であり何れが從屬(Subordination) するものなりや、それとも同位(Koordination) のものなりやは、保險學の歴史と共に生れて未だに解決されていないと告白せざるを得ないのである。(註十三)

早くも十八世紀、ヴォルテールは吾々が求めているのは休息(repos)ではなくて sécurité であると痛言した。休息は肉體の状態であるが保障は精神の状態(un état d'esprit) である。吾々に明日の不安からの解放を許容せしめるのは前者ではなくて後者である。(註十四) 保障の經濟的制度たる保險も、單なる技術の域を超えてエタデスプリに連なる。

嘗てそれらは、危險說(Risikotheorie) の立場からは被保險者集團を Gefahrgemeinschaft と見る事によつて(註十五) 又需要說(Bedarftheorie) の側からも保險は Bedarf を平均するための Gemeinschaft としつて觀察することによつて、究明の努力が拂われた。第二次大戰を契機として、今や經濟價值と並んで人間の價値の再認識が強調されつゝある。保險の基礎を形成する集團の理念が、社會責任の情感の表面化と共に危險の社會化(socialisation des risques) という形で脚光を浴びて來た。無限保險(Tassurance illimitée)、保險國營(註十八)、保險に對する租税の代位(substitution de l'impôt à l'assurance)、社會保險の社會保障への轉化等の問題がこれである。

以上の如く、一方に於て保險學自體の未熟さにも拘わらず、他方に於ける保險の現實的發展は、吾々に保險の本質、限界の再反省を迫つていたのである。

このような背景に於て、新しく入手出来たジャン・フランステイエ著「保険の經濟的社會的考察」(Jean Fourastié, *Les assurances au point de vue économique et social*, Paris, 1946, 132 pp.)は如何なる指針を吾々に提供するであろうか。彼自ら辯明することく本書は、長ぶ寸月の後に得られるであろう保険の經濟的研究の完成を期待しつつ、その出發點を示すに止るものかも知れない。しかしその礎石的試みの故に、却つて紹介すべき必要があるであらう。以下、紙面の許す限り詳細に内容を傳へることにする。

- (註一) J. Fourastié, *Les assurances au point de vue économique et social*, 1946, p. 42.
- (註二) C. Berdez, *Les bases juridiques et économiques de l'assurance privée*, 1895, Lausanne, p. 3.
- (註三) W. Sombart, *Der moderne Kapitalismus*, 3. Bd., *Das Wirtschaftsleben im Zeitalter des Hochkapitalismus*, 2. Halbbd., 1927, Mün. u. Lpz., S. 683.
- (註四) Van Beekhout, *Le droit des assurances terrestres*, 1928, Bruxelles, XIV.
- (註五) C. Berdez, *op. cit.*, p. 15.
- (註六) Willett, *The economic theory of risk and insurance*, 1901, N. Y., Riegel & Miller, Insurance, 3rd ed., 1949, N. Y., J. Magee, *General insurance*, 3rd ed., 1949, Chicago.
- (註七) J. Hénard, *Théorie et pratique des assurances terrestres*, 1924, Paris, p. 32.
- (註八) Hénard, *op. cit.*, p. 2.
- (註九) Hénard, *op. cit.*, p. 6.
- (註十) E. Herrmann, *Die Theorie der Versicherung vom wirtschaftlichen Standpunkte*, 3. Aufl., 1897, Wien, S. 1.
- (註十一) Adam Smith は國富論第一編第十章に於て労働及び資本の種々なる用途における賃銀及び利潤について論ずる際に

保険業者の利潤が極く普通であることを述べていると認めらる。 (Carnant's ed., p. 108) J. B. Say, M. L. Walras, Chevalier
 の著作も保険に同じくは論及している。 辭書では Coquelin et Guillaumin の Dictionnaire, 1854, Paris と Horace Say
 著の 項田がまゝ L. Say & J. Chailley の Nouveau dictionnaire d'économie politique, t. I, et Michel Lacombe
 の 保険の項に筆を取っている。 Schönbergs Handb. d. Politischen Ökonomie, II/2, 1882 p. Adolph Wagner と Versi-
 cherungswesen の Handwörterbuch der Staatswissenschaften, 3. Aufl. 1911 p. et Ehrenberg, Emminghaus, Manes
 の Elster の Wörterbuch der Volkswirtschaft, II, 3. Aufl. 1911 p. et Manes の 辭書に於いては初
 保險全體を取上げたのは Cauwès, Cours d'économie politique, 3e éd., Paris, 1893, t. III, p. 511 et suiv. p. et Pré-
 voyance の節に於いて述べている。 Leroy-Beaulieu, Traité théorique et pratique d'économie politique, 4e éd., t. IV,
 1506. Paris, p. 310~403 は 保險を費用のかゝる制度として非難している。 Charles Gide, Cours d'économie politique, 7e
 éd., 2 vol. Paris, 1921~1923 は 社會保險に就て賃銀労働者の章に於て言及している。 Brouillet, Précis d'économie poli-
 tique, Paris et Lyon, 1912, p. 142 et suiv. は 保險を最も重要な社會制度として規定する。 Perreau, Cours d'économie
 politique, 5e éd., t. II, 1934, p. 513—547 は 保險の經濟的價値を明確にする。 Nogaró, Traité élémentaire d'économie
 politique, 2e éd., Paris, 1921, p. 518 et suiv. は 佛著獨の社會保險を論ずる。 其外 Villet, Principes d'économie politi-
 que, 3e éd., 1905, Landry, Manuel d'économique, Paris, 1903, p. 397 et suiv. Colson, Cours d'économie politique,
 1933, t. I, Truchy, Cours d'économie politique, 1934, t. II. Nogaró, Cours d'économie politique, 5e éd. t. II, 1950,
 p. 263 et suiv. Baudin, Manuel d'économie politique, 6e éd., 1951, t. II, p. 278. 等參照。

(註十二) フラヌティエは、保險の法律的研究の豊富にして且つ輝かしい成果と、經濟的研究の缺乏といふよりは絶無に等しい
 状態との著しい對照に悲歎して本書の完成に情熱を傾けた。(同書七頁)

保險の全體を體系的に論じたものとして次のものを擧げることができる。

- Fr. Alauzet, *Traité général des assurances*, 1844. A. Chautou, *Les assurances*, 2 vol., 1884—1886.
- A. de Courcey, *L'Assurance*, 1886. C. de la Prugne, *Traité théorique et pratique de l'assurance en général*, 1895. E. Adam, *Les assurances*, 1908. J. Girard, *Éléments d'assurances*, 1921. H. Roshing, *Manuel des assurances*, 1924. J. Hémaré, *Théorie et pratique des assurances terrestres*, 1924. César Ancey, *L'assurance, sa technique, son mécanisme, ses méthodes appliquées aux affaires commerciales et financières*, 1933. P. J. Richard, *Théorie et pratique des opérations d'assurances*, t. I, 1945, t. II, 1946. Pichon, *Éléments d'assurances terrestres*, 1948. Paul Sunnien, *Traité théorique et pratique des assurances terrestres et des opérations de capitalisation et d'épargne*, 6e éd., 1948. Bienvenu, *Les Assurances, cours complet de commerce*, 1948. F. Capobianco, *Le assicurazioni*, Turin, 1891. F. Cocito, *Le assicurazioni terrestri, danni e vita*, Turin, 1903. Federico Chesso, *La teoria economica del rischio e della assicurazioni*, vol. I, Padua, 1921. R. Mainardi, *Le assicurazioni*, Mailand, 1923. Giuseppe Rocca, *Le assicurazioni private e sociali*, 2 ed., Mailand, 1935. Ulisse Gobbi, *Scritti vari di economia*, Mailand, 1934. U. Gobbi, *L'assicurazione in generale*, nuova ed., Padova, 1938. Agostino Ramella, *Treatto della assicurazioni*, 2 ed., Mailand, 1935. Maurice Dartevelle, *Traité pratique des assurances de toute nature*, Bruxelles, 1935. Fernando Feduchy, *Enciclopedia tecnica de seguros*, 2 vol., Madrid, 1932. Chr. Thorsen, *Forsikringslæren i Hovedtræk*, 2 Bde., Kopenhagen 1914—15.
- Charles Berdez, *Les bases juridiques et économiques de l'assurance privée*, Lausanne, 1895.
- Derselbe, *Theoria y Práctica del Seguro*, Buenos Aires, 1934.

られた所は既に周知の通りである。一九五〇年三月ケルン大学で開催されたドイツ保険學者會議では、この問題に關して再び活潑な討議が行われたが、こゝではその若干を紹介するに止める。

Haxは經驗目的と認識目的の區別からこの問題に答える。保険は生ける統一體として統一的經驗目的であり、種々の科學の對象であり得る。經濟學・法學・工學・數學・醫學等全ての科學は統一的經驗目的について、夫々に固有の方法で探究し、夫々の認識を獲得することが出来る。故に或る科學の優位、經濟的觀察の絕對性を主張することは不可能である。保險經濟の特別の問題について、法律的・醫學的觀察が經濟的觀察と同様に重要である。かくて包括的意味に於ける保險學、即ち經濟的・法律的・數學的・醫學的問題の全てを同様に包含する所の科學は存在しない。この點から保險學は一つの自己完成的な科學 (eine in sich geschlossene Wissenschaft) である。

Möllerの意見はこうである。科學の要件を特定の素材領域の存在のみで満足する時は、代理店學・勞働學・商業學或は住居學 (Wohnungswissenschaft) というものもあり得ることとなる。だが科學の概念には統一的な方法の存在を必要とする。この方法論の統一を保險學について論ずる場合に疑念が生ずる。統一的保險學を講ずる場合、教える方の教授も一人で各科目の基礎の上に立つて數科目を征服することは不可能である。法一般を理解せずして保險法を論ずることはあり得ない。又教えられる方の學生にとつても經濟・法律・數學の全體に通曉することはその力の及ぶ所ではない。かくて保險學は個々の科學を包含する所の集合科學であり、保險經濟・保險法・保險數學等基礎科學の外保險技術をも論じ得るし、保險經濟は保險國民經濟・保險經營經濟・保險統計等に分解することも出来る。そうしてそれらは上位下位の關係にあるものではない。各科目の共同作業によつて初めて保險は現實形態として經濟生活に現われるのである。即ち、保險學は完全に同等の、決して從屬するものではない特殊科學から成立つ所の集合科學である。

Lehmannは保險とは「前もつて契約上法律上定められた計算基礎に従い、各人に生ずる不利益を多數人に分配することによつて、發生時期不明な一定危険により惹起される財産的損害に對する計費的先慮」と定義し、保險學は獨立科學なりという。

従つて醫學・數學・法學はその補助科學となる。

Noack も獨立科學と斷じて、保險學は保險業の遂行のための經濟原則を研究し、組織的に秩序づけることにあり、數學・法學は保險契約の基礎を探究するものと述べている。

Rohrbeck も經濟學の補助科學とした今迄の彼の立場を變更し、獨立科學の見解に立つ。保險學は種々の部門の認識の集合又は結合に止まらぬ。保險は經濟的制度であり、法學其他はそれに奉仕すべきである。

(註十四) André Getting, *La sécurité sociale*, Paris, 1948, p. 5.

(註十五) Wirth, K. u. Fromm, *Das Versicherungsgeschäft*, 1935.

(註十六) Riebeseil, *Deutsche Versicherungswirtschaft*, I, 1936—1939.

(註十七) R. Savatier, *Les métamorphoses économiques et sociales du droit civil d'aujourd'hui*, Paris, 1948, chap. X, *Vers la socialisation de la responsabilité et des risques individuels*, p. 182—205.

(註十八) Georges Ripert, *Le déclin du droit, études sur la législation contemporaine*, Paris, 1949, chap. VII, *La destruction des droits individuels* 參照。

(註十九) 著者は本書を執筆した當時、大藏省監督官 (commissaire-contrôleur) のパリ工務學校 (Le Conservatoire des Arts et Métiers) 教授に在り、其後國立經濟學校 (L'École Nationale d'Administration) の高等政治學研究所 (L'Institut d'Études Politiques de l'Université de Paris) の教授を兼ねし、著書に於て *Le Contrôle de l'État sur les sociétés d'assurance*, 1939; *Les Assurances (France, économique de 1939 à 1946. Annuaire de la Vie économique française)*; *Regards sur les nouvelles formes de la civilisation économique*, 1947; *Le Progrès technique et le niveau de vie en France et à l'étranger*, 1947; *Machinisme et bien-être*, 1951; *L'économie française dans le monde*, 1945; *Esquisse d'une théorie général de l'évolution économique contemporaine*, 1947; *La comptabilité*, 4 éd.,

1948, La méthode comptable dans la science économique, 1948 等がある。

二 保険の經濟的研究の體系

保険の經濟的研究の領域畫定のために次の如き定義が冒頭に於て開示される。保険とは「個人が、分擔額即ち保険料を支拂ひ、本人又は第三者のために、危険の發生した場合給付の權利を獲得する取引であり、この場合の損害填補は、危険全體を負擔し統計の法則に従つて補償する所の企業又は機關によつて支拂われる所のものである。」^(註一)この定義によつて私保険・公保険、損害保険・生命保険の全分野が包含されることにならう。しかも保険の經濟的技術を強調する點に於て法律的定義よりも極めて廣義であり、且つ保険を扶助・先慮(*prévoyance*)・豫防(*prévention*)・補助金(*subvention*)から區別するものである。^(註二)

この廣範な領域に互る保険の經濟的研究は應用經濟學(*économie politique appliquée*)の包含する四部門、即ち科學的、技術的、地理的、歴史的研究から構成されなければならない。^(註三)かくて第一卷は保険の理論經濟學に充てられる。換言すれば、經濟科學が過去一世紀半に亘つて樹立した諸法則の保險への適用が研究される。價值、價格、勞働の生産高、貨幣等に關する理論經濟學の原理が、保險に於て如何に檢證されるかを探究するであろう。又、極めて技術的な保險が如何に經濟學の一般法則の究明に裨益するかを論じなければならない。實際、保險が、純粹數學・確率計算・統計・商業・信用・財政學の如き種々の技術によつて運営され、従つて經濟・社會・法律・財政の十字路に位置していることは、普通は相互に連繫を缺き、夫々の専門家が各々の成果を比較考證することを怠つてゐる諸原則の

接近に絶對的特權を把持していると稱してもよからう。就中、相互組織が顯示する基本的重要性は保險經濟に特に社會的性格を附與している。保險はその起源よりして經濟と社會の相互浸透の現象である。近時高調されて來た經濟現象の研究と社會問題の研究を分離しないことを何よりも保險では忘却されてはならない。最後に、保險固有の領域に、科學的性質の經濟法則が存在するや否やが第一卷で攻究されるであらう。

第二卷はテクノロジーとなる。更に三部に分れ、第一部では企業、取引の選擇及び再保險による企業の危險填補の方法、私企業の構造・集中度、國內及び海外への進出の方法等を、第二部では所謂生産、即ち被保險者の募集、代理店の組織、外務員、仲立人等について、第二部でサービスの原價、私企業と公企業の成果の比較が行われるであらう。第三卷は經濟地理であり、各國に於ける組織及び成果をその國の一般經濟狀態を考慮の上で検討し、主要國に於て保險の占める經濟的地位が俎上にあげられる。

第四卷は國家の財政監督、國有化、獨占等保險の實際制度に關する經濟原則、改革及び組織の計畫に捧げられる。右のような研究プログラムは單に古典的プランの轉位に過ぎない。しかし乍らこの計畫の實施は現在全く不可能であることを氣付くには經濟、保險の文獻を瞥見すれば足りる。經濟學者の今日迄の努力は、經濟現象の一般的記述に限定され、個別的専門領域の經濟的研究に重要な統計資料迄には及ばなかつた。吾々は今から資料を獲得し、分類し、原因・關係・結果を抽出しなければならぬ。それは到底一個人のなし得る所ではなく、數年を要するであらう。かくて現段階に於て本書の内容は頗る制限されたものとならざるを得ず、基本原理の解明に止ることとなる。第一篇で保險に於ける自然的法則の科學的分析を行い、第二篇は保險現象の強度及び發展についての實證的研究となる。本書の

目次は従つて式の如く構成される。

第一篇 經濟理論に於ける保險の地位 保險に關する價值論

第一章 保險料と費用理論 第一節 保險料と危險費用 第二節 保險料と維持及生産費用

第二章 保險料と需要供給説

第三章 保險料と限界效用説

第四章 保險と生産理論

第二篇 經濟生活に於ける保險の地位

第五章—第九章
(註四)

結論

(註一) の定義は J. Hémond が提示し、M. Picard (Traité général des assurances terrestres en droits français, t. I, 1925, p. 6) の採用された所の *L'assurance est une opération par laquelle une partie, l'assuré, se fait promettre, moyennant une rémunération, la prime, pour lui ou pour un tiers, en cas de réalisation d'un risque, une prestation par une autre partie, l'assureur, qui, prenant en charge un ensemble de risques, les compense conformément aux lois de la statistique* (Hémond, op. cit., t. I, p. 73) を若干補正したものである。即ち「被保險者は報酬を支拂ひ」に代えて「社會保險にも妥當するものと一般的用語 contribution を使ひ」、「保險者」は私企業の外に國家豫算の特別會計で運営される公企業である事も認め保險の經濟的領域を法律的領域から擴張した。Henri le Blanc によれば Hémond の右の定義は *Chauton* の *«L'assurance est la compensation des effets du hasard par la mutualité organisée suivant les*

lois de la statistique) (Les assurances, leur passé, leur présent, leur avenir, 1874, t. I, p. 216) に危険の概念を導入して完成したものと見做す。(La réassurance au point de vue économique, 1939, p. 13)

(註11) assistance, prévoyance, prévention subvention と保険との關係については Weber, Introduction à l'étude de la prévoyance, 1911, Hémar, op. cit., p. 2~6 Cauvès, Cours d'économie politique, t. III, n° 1092 et suiv., Perreau, Cours d'économie politique, 5e éd., 1934, t. II, n° 921 et suiv., Freudenberg, Die Subventionen, 1934 等参照。貯蓄の prévoyance individuelle と對しては prévoyance collective と比較する (Perreau, op. cit., n° 895) 補助金、獎勵金は國家經費に於ける全く一方的無償的給付であり、産業の保護獎勵費、社會政策費等の性質を持つものである。農業相互保険に於ける國家補助金の特典については Sumien, op. cit., 4e éd., 1937, p. 212, n° 361 参照。

(註12) 彼によれば應用經濟學は次の四部より成立つ。第一部は、現象を支配する自然法則の抽出に努める所の正に科學的 (scientifique) なものであり、第二部は、對象とする經濟活動に固有な商業上の方法及び技術上の過程の記述を目的とする技術的 (technologique) なものであり、第三部は、現象の強度及び他の商業上財政上の諸現象との關係に於ける重要性の地理的 (géographique) 記述であり、最後はこれらの諸問題について樹立される原則及び實際的改革に關する研究でそれは歴史的 (historique) 部門に外ならぬ。(同書一頁)

(註13) 第五章、主要國に於ける保險事業の強度 (densité)。第六章、諸國に於ける主要保險部門の強度。第七章、保險の國際市場。第八章、フランスに於ける保險。第九章、スイスに於ける保險。

三 保険料と費用理論

理論經濟學の確立した經濟法則を保險に應用することは凡そ如何なる意義を抱持するものであろうか。幾何學を建

保險の經濟的社會的考察

築學、測量、天文學に應用することは専門家に測り知れぬ助力となつてゐるであらう。經濟法則の應用が保險に對して有する價值も又同様である。逆に化學工業が化學を進歩せしめるのと等しく、生産分配兩現象の併存、生産循環の顛倒、原料の不要、市場の國際的性格、經濟現象と數學計算の密接な連繫等の特徴を帯びる保險は、經濟學にとつては極めて内容豊富な觀察領域となるであらう。たゞ残念乍ら現在經濟學自身の發展すら若干の法則の抽出に止まり經濟諸現象の相互關係の完全な解明には至つていない。従つてこの域に達するには程遠い。しかし經濟法則は思考を誘導し、無用な迂回と無益な努力を脱却せしめ、研究を容易ならしめることが出来る。こゝに保險學の原理の抽出、保險現象の記述に經濟法則が手段として採用される所以がある。

理論經濟學に於ける一般均衡理論は特殊領域の研究には適用されない。價值論——交換價值 (valeur d'échange) 主觀的使用價值 (valeur subjective d'usage) 客觀的效用價值 (valeur objective d'utilité) 等價值概念の研究は理論經濟學の中心課題であつたが——が應用經濟學の支柱として登場する。そうして特殊經濟部門に於ける價值の問題は生産物の市場價格の形成を論ずることに等しい。かくて第一章保險の價格即ち「保險料と費用理論」の問題が展開される。

保險の經濟的過程に於ける最も特異な現象は所謂生産循環の顛倒 (inversion du cycle de la production)^(註1)である。他の全ての經濟領域にあつては販賣される商品は販賣以前に製造され、その生産費も販賣前に判明し、又計算する事が可能であるが、保險契約の對象、換言すれば危險の負擔 (couverture du risque) は僥倖的であり、將來しかも損害發生の場合にのみ給付を生ぜしめる。このように元價決定前に販賣される事實は、費用理論に多くの問題を

提起するのである。(註二)

最初に吾々は保険費用 (coût de l'assurance) を危険費用或は危険原價 (coût du risque) と管理費用 (coût de gestion) とに分解しよう。營業保険料 (prime brute) 即ち保険の價格 (prix)^(註三) は純保険料 (prime pure) と附加保険料 (chargements) より構成されるが、純保険料が危険費用に、附加保険料が管理費用に對應するものである。危険費用は先天的に未知であり、管理費用は經濟の安定期に於ては僥倖性が稀薄であると言えるであらう。^(註四)

この分類によつて、第一節は「保険料と危険」の問題の究明に費やされる。生産循環の顛倒現象も現實には保險數學の武器によつて賭博、富籤から遁脱せしめられていよう。しかし經濟の動搖、生産様式の改變は死亡率に影響すること、並びに損害保險の分野では概ね經驗によつて純保険料が計算されていることも否めない事實である。故に價格未定の商品が如何にして販賣されるかを理論的に攻究する必要がある。

(註一) J. Capitant, La réglementation des prix dans l'industrie de l'assurance, Droit social, 1942, p. 68. G. Lutfalla, Liberté des tarifs et taxation dans les assurances sur la vie, Revue générale des assurances terrestres, 1942, p. 225 參照。

(註二) このように保險を經營經濟學的立場から商品として把握し risk-bearing の seller と buyer の關係を觀察することは特にアメリカでは常識であり、purchase of insurance, insurance buying, purchase of coverage, が經營管理の主要問題の一つとして取扱われている。(例へば P. D. Betterley, Buying insurance, a problem of business management, 1936) Pothier も保險者は被保險者に對して危険負擔を賣却するものと見て居る (Pothier, Traité des Assurances maritimes n. 4.)

保險の經濟的社會的考察

(註三) 彼の使用する危険費用という言葉は Risikokosten (例えば H. Wagenthur, Wirtschaftskunde des Versicherungswesen, 1938, S. 134)と同様純保険料に相當する危険に關するものであるから混同してはならぬ。(註四、參照) 尚 prime の語源に關しては一致してゐない。Littre によれば recompense (報償) の意義を表すラテン語 praemium から生じたこと、他の説では d'abord (第一)を意味するラテン語 primum 或は premier (最初の)に當る primus に基くこと。保険に付するものは第一に保険料の支拂を必要とするのである。(Hénard, op. cit., p. 89 等參照。)

(註四) 危険價格 (prix du risque) はラヌステイエの言う如く純保険料を意味し、純保険料と附加保険料より成立す。純保険料は危険價值 (value du risque) であり、保険の元價・仕入價格 (prix de revient de l'assurance, prezzo di costo dell'assicurazione) に相當する。ラヌステイエは相互組織を前提として附加保険料を一般營業費 (les frais généraux) と限定してゐるが、通常は營利組織を考へて保険の利潤 (bénéfice) を含むとされるのは云々である。(例えば La Prugne; Traité d'assurance, 1895 p. 54, ラヌステイエ premio brutto は premio netto の外に Ghi utili dell'impresa 及び le spese d'amministrazione を含むことによる。Ranella, Trattato delle assicurazioni, 1921, P. 157) の註々ニキーの Van Beekhout は相互組織の場合と營利組織の場合とを區別して次の如きを示してゐるのは興味である。(op. cit., p. 42, 55)

dans l'assurance mutuelle, cotisation = risque + frais généraux cotisation brute = cotisation nette + chargement
 (frais généraux) dans l'assurance à prime fixes, prime = risque + frais généraux + bénéfice prime brute = prime nette + chargement (frais généraux + bénéfice)

この問題の完璧な解決は決算後に賣價を決定することにある。従つて拂込保険料總額と損害支拂額の均衡が保険の前提である以上、被保険者の負擔する保険料の決定を、相互組織に發生した損害の完全な清算迄延期することとなる。

この場合、損害填補は保険料拂込後始めて實行され、この保険料は決算後に至つて拂込まれるのであるから、被害者は長期間罹災状態に放置されることであろう。加えて損害を蒙らなかつた被保険者は保険料の支拂を滞るであろうから、この方法の實用價值は喪失する。

これに代るものとして、可變的釀出金 (cotisation variable) 可變的損害填補 (indemnité variable)、利益参加 (participation aux bénéfices) の三方法が適用される。

可變的釀出金の制度では、被保険者は契約締結後直ちに普通釀出金 (cotisation normale) を拂込む。それは保險者に金庫の役目を附與するものであつて、金高は概算で決定される。決算に赤字が生じた時は追加釀出金 (cotisation supplémentaire) が追徴されて均衡が保たれる。この相互組織のシエーマティクな運営は危険の費用の難題を解答するかと思料される。

第二の方法は商品の販賣價格のみならず、元價をも可變的にするものに等しい。按分比例の決濟方法 (méthode de régnement au marc le franc) と呼ばれたものがこれである。然しこれによれば保險は保障の販賣ではなくて、可變的割當額の救濟又は扶助と化するであろう。

所で可變的釀出金の方法も第二の方法に比べてより優れたものであると言ふことは困難である。この方法が實際的效用を持つのは、危険の豫測が容易な時ではなくて、困難な時であるが、その場合射倖がつき纏うのは必然であるからである。Grand Moulin de Pantin の如き孤立した危険の保険料を科學的に計算することは不可能であろう。かくて危険が保險の目的となるには時間的空間的に廣範に互り——危険の分散 dispersion des risques——且つ同質で

あること——危険の選擇 selection des risques——が要求されて來た。そこでは平等の科學的感覚よりも公平の心理學的感覚によつて統計の對象が形成される。そうして現實には各種危険の相互組織が作られ、この場合各種危険の價格は經驗的に恣意的に決定され、換言すれば數學的基礎に立脚しない射倂價格の保險料で組織の均衡が計られる。この射倂に走らざるを得ない事實は、被保險者の精神に不安を醸成し、むしろ完全な射倂を選ばしめるであろう。このようにして生産循環の顛倒にも拘わらず、可變的釀出金を放棄し、世界各国全て確定保險料の制度を採用することになつたのである。確定保險料には利益參加の魅力が提供されている。現段階に於ては利益參加の計算方法は極めて不完全であり、顛倒現象の解決策としてよりも、却つて商業上の宣傳手段としての域を離脱していないであろう。だが、過大な射倂的釀出金を乞求する保險者の安定と、公正な釀出金を要求する被保險者の利益を融和する最後のてだとして、將來の保險の技術的進歩はこの行路を辿らなければならない。

危険費用に關して二種の誤謬が生ずるであろう。第一は統計上のもので、損害發生率及び平均費用についてである。^(註)特に戰爭の勃發は將來の豫測を困難ならしめる。第二は一般經濟狀態の變動、インフレーション等に基くものである。特に民事責任の保險費用に關してその影響は大きい。價格騰貴に對して可變指數約款 (Clause d'indice variable) が考案されたが實際には用いられなかつた。以上二つの誤謬は企業の財政狀態に重要な結果をもたらす。その危惧は長期の契約に於て甚だしい。したがつて危険費用について確定保險料が最も實際的方法であり、經濟動搖期に於ては短期をその決定の基礎としなければならぬと結論することが出来る。

(註) スペインでは Santander の大火の經驗に鑑み、巨額の保險金支拂を必要とする地震洪水等大災害に備えるために、一九

四四年五月五日法令で物に關する大災害危險補償基金 Consorcio de Compensación de los riesgos catastróficos sobre las cosas を作り、政府が大災害と宣言した全ての事故はこの基金によつて補償されることとなつたのは注目すべきである。

危險費用に次で管理及び生産費用、即ち附加保險料が第二節の論題となる。保險業は工業であると同時に商業であり、生産費用と分配費用とを包含することに特徴がある。^(註一)

管理費用については保險と他の商業との間に性質の相違はなく、特有の理論を必要としない。従つて統計資料が記録されるに止る。^(註二)

次に保險料と新契約獲得費用について、即ち、代理店 (agent) プローカー (courier) 勧誘員 (démarcheur) 等仲介人 (intermédiaire) の手数料に關して論ずる。彼等が保險の普及に寄與した功績は過少評價してはならない。

確かに、手数料割戻の悪慣習が存在し、又保險の直接販賣が望ましいであろう。一九四二年に於て、火災保險では拂込保險料の四五％は營業費に吸収され、その中二六・七％は獲得費用であつた。しかし乍ら他の商業部門に比較して過大とは言えない。例えば書籍の生産費用は價格の四二・五％であり、残りの五七・五％は分配費用であるからである。^(註三) 前述の如く保險料は生産・分配の兩價格を含むのに對して、國營保險のサービスは生産のみに止ることを留意すべきである。とは言ふものゝ、經濟的社會的發展が商業上の費用の減少に向わねばならぬことは今や既定の事實である。仲介人の報酬の問題は近い將來に課せられている。彼等のサラリーマンへの轉化が、自由主義的慣習の根本的改革として、明日の世界經濟に登場するであろう。

以上第一章に於て展開された費用問題によつて保險料の下の限界、換言すればそれ以下の價格では保險者が保障を

與えることの出来ない價格が明瞭となつた。言う迄もなく保險料が費用を超過する場合も、又一時的に下廻る場合も存在し得る。需要と供給の關係が新たに吾々の視野に導入されなければならない。^(註四)

(註一) Maurice Faugue の表現によれば、大數觀察と現實の差から生ずる利益の外に、この附加保險料が、保險者に安全と、或る場合には利益とをもたらす、保險料を商業化 (commercialiser) するものである。この點で附加保險料はルーレット遊戲で、親元に有利である所のゼロの番號に譬喩することが出来る。(Les assurances, 1948, Paris, p. 18, 26) 又保險の生産 (production) とは被保險者の募集を意味する。(p. 111)

(註二) 公衆の想像を裏切つて、經營の參謀階級に支拂はれる報酬は拂込保險料の〇・五%にも足らず、株主配當金も拂込保險料の2%に過ぎない。しかし乍ら今世紀に入つてから一般費が不斷の騰貴を續けてゐる事は注意しなければならぬとする。例えば生命保險に於て、一八九〇―一九一年には保險料の4%に止つたものが一九四二年には一二・五%にも上昇した。國民金庫の費用が一・五%で済むことと思ひ併せて、合理化の必要が強調される。(同書二八、二九頁)

(註三) 一九四三年七月一三日省令による七月一六日價格フレタンを参照すると、一〇〇フランの書籍の費用は、出版費 四二・五、營業費 二二、利潤 四・四、生産税 三・三五、取引税 〇・七五、書店の手數料 二七フランの各部分から構成されてゐる。(同書三三頁)

(註四) 之に對して Tamm は保險の價格形成に於ける費用の地位を輕視し、需要供給を第一次的に見てゐる。(Betrachtungen zur Preisbildung in der Privatversicherung. Zeitschrift für die gesamte Versicherungs-Wissenschaft, 1932, Band 32, Heft 3, S. 220)

四 保險料と需要供給説・限界效用説

第二章では保険價格の形成が保險の供給及び需要の側面から展開される。

保險の供給、それは「完全競争」の條件に最も近接した性質を有するものといえよう。他の事業にあつては供給を限定する絶對的要素である原料が、保險に關しては無制限と稱してもよい。顧客である被保險者自身によつて拂込まれる保險料が同時に給付を左右するものであつて、^(註一)代理店網の如き商業組織さえあれば十分である。この設立の容易さに加えて、生産は、工場、機械、土地肥沃度、運送手段等に制約されることなく擴大することが可能であろう。又生産物——即ち公衆に提供される保障——は殆ど同一品質であり、且つ或る一保險者の成功した方法は難なく模倣することが出来る。これらの特殊的性格が代理店の増加と相俟つて保險供給の激化を招來することは想像するに難くないであろう。供給の過剩は市場均衡の攪亂を呼び、經營の破滅を與えることとなる。^(註二)これから脱却する方途としては保險料の協定に訴えざるを得ない。協定は成立し保險料は引上げられ獨占價格の成立を見る。しかし新たな競争が出現し協定は破棄せられる。再び協定が締結される。この過程が繰返されるであろう。^(註三)その反覆過程の結果保險料は均衡價格への接近を保ち、合理的基礎を獲得するのである。^(註四)

(註一) 彼によれば原料は被保險者の信用 credit である。これに對して Michalbacher は、保險業の原料は losses であり、被保險者の保障を finished product とし losses の種類によつて保險業の範圍、性質が決定されると喩えている。(Casualty insurance principles, 2 nd ed., 1942, p. 1)

(註二) フランスでは一九〇〇年から一九四〇年の間に約一、〇〇〇の保險會社が消滅した。(同書三六頁)

(註三) 火災保險會社の歴史がこの典型であらう。近代的形態をとつた火災保險會社の設立は一八二〇年頃であるが、激烈な競

一橋論叢 第二十六卷 第六號

争の後五大會社は一八三六年「火災保險會社組合委員會 (Comité syndical des sociétés d'assurance-incendie)」を設け競争の緩和を計った。しかし多數の中小會社は五大會社に拮抗し、又新設會社の續出が角逐を挑動した。破産倒産の犠牲を免かれ勝利を得た會社は一八八五年「火災保險會社組合」(Syndicat des compagnies d'assurance incendie)を結成した。この日から以上の二グループは組合料率——工業危険に對する料率はその表紙の色によつて「赤色料率」(tarif rouge)と呼ばれる——によることとなつた。二組合に反對する會社による競争が又間もなく開始され激しい淘汰の後、料率引上を痛感した殘存會社は一九世紀末「非加盟會社組合」(Syndicat des compagnies non syndiquées)を作るに至つた。

これを以てフランスに於ける火災保險會社の相剋は終止符を打たれ、以後會社の新設は激減した。一九〇七年、以上の三組合は Comité des intérêts généraux に連合され、仲立人の手數料を制限した。一九一四年それは「全火災保險會社協議會」(Assemblée plénière des sociétés d'assurance incendie)と改稱した。この協議會の努力の結果火災保險會社の大半は赤色料率によることを宣言した。やはりこれから後も協定を攪亂するものが出現したが、ドイツの占領による英國保險會社の追放、次で一九四一年八月二日の「保險組織委員會」(Comité d'Organisation des assurances)の決定によつて克服することが出来た。このようにして組合は最低料率規定に成功したのであるが、統制當局が一九四四年一月一日以降四一年八月二日の決定の更改を禁止したために、この日から赤色料率は單なる組合料率となり、「火災保險會社技術團體」(Groupement technique des sociétés d'assurance contre l'incendie)と呼ばれる組合のメンバーのみを拘束することとなつた。かくて組合料率によらないものが競争を再開する段階に導かれた。(同書三七—四〇頁)

(註四) *Wagenthir* は保險價格の變動の少いことを「靜的な恒常價格」(ein statischer Dauerpreis)と表現している。(a. o., S. 160)

保險の供給が保險者の立場から價格形成を論じたのに對して、被保險者の側面から研究するのが第三章「保險料と

限界效用説」である。其處では保險の欲望が如何にして生じ、又他の欲望との選擇において如何にして優位にたつかが解明される。同時にこの需要の問題は保險の本質についての究明であり、本書の中樞を占めるものである。

機械文明の齎らす危険に對する保障を現在程希求された時代はなかつたであろう。ブルジョアの精神はこの點に關しては最早ブルジョア階級のための獨占物ではない。社會保險の普及にも拘わらず、現代に於ては各人は將來の危険に對して自己防衛の方途を講じなければならない。保險の需要(demande)は實にこの危険に對する保障の欲望(desir)から生起する。

この欲望は經濟生活に於て如何なる形をとるであろうか。「危険は地代を生ずる」と題される第二節に進んでみよう。こゝではリカードの地代論が應用される。農業生産物の價格は生産に供される最も悪い土地の生産元價に等しい。より肥沃な土地の耕作者はそれだけ地代を利益する事が出来る。こゝから經濟學では一般に或る商品の價格は最も不利な生産者の元價に従つて決定されると言われる。この言葉をそのまま、價格は最も大きな危険にさらされた生産者の元價によつて定まると換言してもよいであろう。しかし更に考察を深めてみよう。

危険はその性質によつて企業危険(les risques d'entreprise)と附隨的危険(les risques accessoires)に分類される。^(註一)企業危険とは、他の企業を選ばずしてその企業を彼が仕事として選ぶ所の企業者の危険である。或る人が理髮業を創めると假定しよう。企業危険は技術に對する顧客の不滿、能力の缺如、建物の位置の不利等であろう。この危険から生ずる地代はプラスの場合もあればマイナスとなる事もある。利潤(profit)或いは損失(perte)が生ずる。しかしこの企業危険なるものは、抑々資本主義體制に於ける經濟活動の動機でさえあり、この危険から企業者が

免れようと望むことはそれ自體が不可能である。故に企業危険は保険に付し得ないという結論が生れる。^(註二)

附隨的危険とは企業者が求めないにも拘わらず自然的物理的に彼に課せられる危険であり、例えば店舗の焼失等が之である。そして保険の欲望の對象となるのはこの附隨的危険である。しかし、附隨的危険にしてもその危険が強度の場合にはその費用は元價に算入され、地代はプラスとなるであろう。^(註三)だがこのような例は一般的ではない。危険の測定が可能であり毎期の元價に算入を容易ならしめるに足る頻度 (Frequency) を以ては危険は發生しない。この場合には損害を被らなかつた企業者にプラスの地代は生じない。かくて、「より強度が少なく、且保険に付せられていない危険による地代はマイナス」であると結論することが出来る。

右に述べた所によつて附隨的危険の經濟的效果、とりもなおさず危険の非效用 (desutilité) が明かとなつた。この危険の非效用が逆に保険の效用 (utilité) を規定するものである。

(註一) Mowbray は經濟的危険を投機的危険 (speculative risks) と純粹危険 (pure risks) とに分類し、保険の對象となるのは後者のみであると論じてゐる。(Insurance, 3rd ed., 1946, p. 3) Magee もこの分類を採用し (General Insurance, 1949, p. 205) 一般にアメリカの學者はこの分類に従つてゐる。

(註二) この點パリ大學教授 Perroux が資本主義經濟は賭博 (Paris) の上に立つてゐると述べてゐるのは面白い。彼は企業者を靜態的企業者と動態的企業者とに分け、眞の企業者は生産の革新をなす所の後者であり、彼が risque économique を冒すことによつて特別利潤を享受することが出来ると述べてゐる。(Capitalisme, 1951, Paris, p. 20, 81)

(註三) 例えば販賣に適する一商品を獲得するために平均して十箇を製作しなければならぬ精密工業では一箇の商品の元價には十箇の製作費が負擔される。この場合、もし一企業者が出来損いの危険を $\frac{8}{10}$ に減ずることが出来れば、彼はその技術が

普及する迄はプラスの地代を利益するであろう。(同書四四頁)

經濟人は危險の非効用を如何に測定し、且これから免かれるために保險者に支拂う所の價格を幾何に評價するかの問題が第三節「心理學的危險費用と危險引當金」のテーマとなる。

附隨的危險のもたらすマイナスの地代を企業者が評價した金高を彼は「心理學的危險費用」(coût psychologique du risque)と名付ける。心理學的危險費用は、危險の非効用の主觀的測定値である。それは、企業者が危險の除去に對して支拂うことを同意するであろう所の最高價格に等しいものであり、更に別の表現を用うれば被保險者に對する保險の限界効用を測定したものである。

しかしこの偶發的マイナスの地代の評價は決して單純ではない。著者は茲で簿記の歴史を顧みることによつて、この心理學的危險費用の概念と評價についての解答の手がかりを求めんと試みる。それは次の如くである。一八〇〇年以前に於ては將來の偶發的損害を填補するために必要な貯蓄を準備するために毎會計年度に分擔額を計上することは、利益を得た年度に於てもこれを見ることが出来なかつた。その中に賢明な商人の間では、危險に對する會計上の方策を講ずるようになった。即ち Capital social の名稱で——周知の通り一八六七年七月二四日の法律によつて全く異つた意味を有するに至るが——貸借對照表の貸方に貯蓄が計上された。それは將來缺損の生じた年度に於て損失をカバーするための準備金を、利益の中から控除貯蓄したものである。勿論この貯蓄は保障の欲望に對して比例的ではなくて單に利潤の控除に過ぎない。しかも前述の分類によれば、この貯蓄は附隨的危險の發生にかゝる偶然的損失と並んで、企業危險による一時的損失をもカバーすることを目的と言へる。一八〇〇年代以降になつて、特定用途

を持たない Capital social の項目の外に、特定の用途に當てられた Réerves (準備金) の項目が貸方に現われることとなつた。次で企業危険に關する Réerves ordinaires (普通準備金) と附隨的危険に對應する Provisions (引當金) が貸借對照表に於て區分されるに至る。しかし引當金が費用として取扱われるに至つたのは、換言すれば、利益の處分前に、從つて利益のない年度に於てさえ、損益勘定の借方に費用として計上されるようになつたのは差程遠い過去のことではなからう。

この簿記史の瞥見によつて、吾々は心理學的危険費用の概念が現實化している姿を知り得る。約言すれば、每期設定される Provisions の金高が、とりもなおさず危険の心理學的費用と一致することとなる。しからば心理學的危険費用は如何にして評價されるであろうか。先ず、引當金を、大數の危険に關係し、近似値を以て評價可能のものと、單一の或は小數の危険に關係し、射的的にのみ評價可能のものと分ける必要がある。勿論心理學的費用が吾々に注意を拂わせるのは後者である。心理學的費用と現實の費用との不一致は會計上の措置によつても解決出來ず僥倖は除去されない。會計技術の進歩によつて、危険の醸すマイナスの地代と、引當金の金高は極めて長期に互つて觀察する時は、均衡するであろう。それにも拘わらず危険が引當金完成以前に發生することを阻止する手段はあり得ない。

大數の危険の相互補償によつて被保險者に安定の保證 (Garantie de stabilité) を與える保險の存在意義はこの點にある。保險は次の顯著な効果を保持する。第一に引當金を支出に變ずることであり、第二に、長期に互つて平均し得るのみ危険を負擔する引當金を、全損害の直接且完全な填補によつて代位することである。かくて保險は任意的可變的心理學的費用を、一定の保険料に變えるのみならず、射的的マイナスの地代を經常一般費に轉化するものである。

77

保險の經濟的機能が右のように引當金に優るとしても、吾々は保險料が危險費用の外に一般營業費、租税等をも含むとの第一章の記述を想起しなければならない。危險費用のみに相當する引當金に比べて保險料はかなりの高さに到達するであろうと思われる。然し今保險者によつて評價される費用を、先に被保險者の主觀的評價の費用を心理學的費用と名付けたのに對應して數學的費用 (coût mathématique) と呼ぶならば、經驗は常に數學的費用が心理學的費用を下廻ることを教えている。このことは、心理學的費用と數學的費用の差に保險需要が生起すると述べてもよろう。確かに吾々は危險の非効用を現實の價値より高く評價する。危險の頻度が少なければ少ない程、危險が恐怖すべきものであればあるだけ、危險が未知のものであればあるだけ、吾々は評價の科學的基礎に乏しく、心理學的費用は増大する傾向を有する。

保險の供給はこれに對して危險の現實の費用を提示するものである。この結果、長い間に心理學的危險費用は保險料の平均料率と一致することにならう。逆に戰爭危險の如き全く豫想の出来ない危險の心理學的費用は過大評價されるであろう。故に保險の需要は増加する。しかし豫測不可能の危險は眞の意味の保險に付せられることは出来ない。供給は需要の増加に適應しない。戰爭保險に國家の介入を見るのはこのためである。保險の需要と供給の矛盾が惹起される。危險の非効用が増加し、心理學的費用と數學的費用の差が擴大し數學的危險費用が計算不能に至る時は、保險は均衡點を失した賭博と化するであろう。

以上に展開された價値論の結論は從つて次表の如く示すことが出来る。

第四章は所謂生産理論であり、一般營業費と收入保險料との關係、營業所、代理店、ブローカーの問題が研究の對

保 險 の 需 要 (被保險者の見地)		保 險 の 供 給 (保險者の見地)			集團の見地				
公衆が保険にかけることを不可破と判断する危険: a) 一時的事情に關して(戦争、風) b) 永続的事情に關して(火災、他)	危険の性質	保險欲求の原因(一般的理念) 動機 社会活動に知られた(偏差)	保險欲求の期間	提供保険料	技術的見地	見地	成 果	一般利益の立地に經濟的重要性	國家の態度
	動機	秩序	危険な期間に限られる	いくらでも	ガウス統計的見地	見地	射的的 極めて強い	社會的の立地に經濟的重要性	國家の態度
公衆が保険にかけることを望ましいと判断する危険 (個人、石の逸難)	例外的且重大	保險は保險にかけるられるものとして、或は、経済的に望ましいか、が判断される	恒 常 的	公正價格	證明されない	賭博 不確定の保険料	射的的 極めて強い	社會的の立地に經濟的重要性	國家の態度
a) 非常に望ましい (疾病、傷害、民事責任)	多重	先 慮	個人的に集合的に恒常的	個人的评价、公正價格、個人的评价困難	證明された	十分確 定した 保険料	射的的 極めて強い	社會的の立地に經濟的重要性	國家の態度
b) 有效 (生命)	少大	先 慮	個人的に集合的に恒常的	個人的评价、公正價格、個人的评价困難	證明された	十分確 定した 保険料	射的的 極めて強い	社會的の立地に經濟的重要性	國家の態度
公衆が保険にかけることを望ましいと判断する危険 (個人、石の逸難)	多重	先 慮	個人的に集合的に恒常的	個人的评价、公正價格、個人的评价困難	證明された	十分確 定した 保険料	射的的 極めて強い	社會的の立地に經濟的重要性	國家の態度

(註) 英盤と契証の Assurance, Insurance (ヤキソク) Assekuranz, Versicherung (ズヤン) Assurance (ハクソク) Craxovanie (ロソク) Assicurazione, Assicuranza, Sicurezza (ヤキソク) Seguro, Aseguración (キヤヤン) Seguro, Asseguración (キヤヤン) Assurantie, Verzekering (キキソク) Forsikring, Assurance (キキソク) Asekkura-

監督 此の部業上は自由が考えられたらう

cyja, Zabezpieczenie (キールランド) の言葉は何れもその源を Signature (保護、擔保) に發する點から見て、保險が保障を目的とすること、従つて本質は經濟生活の不安の除去にあると常識的に推測することが出来るであろうが、保險本質論に於てこの確保證が簡単に支持されるものでないことは損害填補説、貯蓄説、欲求充足説等の諸見解の存在が示す通りである。

以上が本書第一篇の概要である。そこで意圖されたものは保險の經濟機構の原理的研究の開拓であつた。理論經濟學の適用によつて攻究への手がかりを得つゝ、保險に於ける價值論を展開し、安全の創造者としての保險の基本的性格を解明する。それは時・所を問わず私保險・社會保險の全てを貫く保險の一般的性質と目的を抽出する。ロシアのゴストラツク(註一)の局長にもメトロポリタンの支配人にも共に必要な理論である。何故なら經濟理論は法體制とは別箇のものであつて、統制體制であらうと自由體制であらうと承認されるものであるから。

第二篇では世界各國に於ける保險の發展及び現状が統計を驅使して比較研究される。その成果が結論の保險政策に連なる。彼は本書を閉じる前に保險國有化問題(註二)を實際的・經濟的・社會的影響の三觀點から考察する。國有化と株主・代理店の關係、官吏の「跛の政策」*Politique de clocher* に對する懸念、料率・約款等の畫一、獨占と獨創性の缺如、國家の統制監督と公私益、獨占と外國市場の衝突等について種々の見解を批判している。これらの紹介は別の機會に委ねることゝしよう。

(註一) (同書一二二頁) 國營保險局 *Главное правление государственного страхования* の意である。

(註二) 彼は一八四八年の *Louis Blan* 案以降一九三六年の *G. H.* 案に至る迄の保險の獨占計畫を例擧しているが(同書一二三頁)、其後一九四六年四月二十五日の法律によつて二十九の保險會社の國有化が實施された。會社の經營は十三人の委員

43 威の Conseil d'Administration によりて行はれ、大蔵省の直接管理下に置かれる。Loi du 25 avril 1946, Relative à la nationalisation de certaines sociétés d'assurances et l'industrie des assurances en France. Décr. 24 mai 1948, Décr. 23 févr. 1949, Décr. 15 déc. 1949, Maurice Picard; La nationalisation des assurances, dans les Etudes de l'Institut de droit comparé sur les nationalisations, 1948, p. 163, Picard; Revue des assurances terrestres, 1948, p. 105, 参照

五 保険の本質と限界

フラスティエの所見の梗概は右の素描によつて傳へることが出来たであろう。ここでは保険學の科學的性格についての精奧な論及は見られない。保険の法律的研究と相並んで經濟的研究が存在すべきであり、その内容は應用經濟學の體系に依據しなければならぬ、との見解には遽に與し難いものがある。エマールに倣つた保険の定義は法律的翻絆と損害填補説の古臭から解脱してゐない。保険を商品として取扱ふことには訝るものも多いであろう。何にもまして構想が極めて縮小された形としてしか本書に見えなかつたことは彼を知る上に最も痛惜すべき所であつた。彼が將來の斯學の發展のために礎石たろうとして投じた一石が果して新たな伸長を呼び起す誘因となり得るかには更に幾多の疑義があるであろう。

しかし乍ら保険の本質を以て *créatrice de sécurité* と闡明し、資本、信用の創造機能^(註)は副次的性格に過ぎないことを浮彫にしたのは注目するに値する。保険の需要即ち保険の欲望は危險の非效用から生ずる。これは確保説 *Si-*

cherheitbedürfnistheorie、^(註一) 今も昔も論らるることながら、改めて需要説 Bedarfstheorie 或は危険負擔説 Ge-fahrtragungstheorie がいかにも耳を傾けなければならぬ点である。

近年特に強調される保険の社會性は本書に於ては色彩が必ずしも濃くはない。しかし、保険價格の構成を第一次的には費用によつて決定され、その危険費用は相互性を前提として計算されるとした點は正しい。しかも心理學的危険費用と數學的危険費用の差の中に保険の限界の斷案に到着することは、自家保險等による保険の忌避、社會保障による保険の消滅に挟まれた保険の苦惱を餘蘊なく説明するものであろう。勿論相互的救済 (Mutuo soccorso) 組織として被保險者集團 (groupement des assurés) を基礎とする以上、單なる保障の賣主、買主 (vendeurs de sécurité, acheteurs de sécurité) の關係ではない。保險業は collège de vendeurs de sécurité ^(註二) であると同時に、被保險者集團の管理人の役割 (rôle de gérant) を占めている。だがその相互性は數學的危険費用の計算可能性に立脚するものであつて、如何に保険が人間並びに財産の保護としての高い社會的使命を持つ經濟部門として強調されても、この際限を保険は超過することは出来ない。價值計算のアウトノミー、即ち危険の公平な評價が被保險者によつて公正の問題である點にその限界は引かれるのである。確かに、將來強制保險 (assurance obligatoire) が全面化された際には、assistance と assurance の逕庭は狭められるであろう。それにも拘わらず前者では租税と同様負擔能力によつて拂込額が決定されるのに反して、保険の制度を堅持するとすれば、カバーする危険に比例した金額を納付しなければならぬ。國を同じくする全ての人々の全體的連帶の精神 (principe de solidarité générale) ^(註三) 或は國民連帶の精神 (p. de solidarité nationale) ^(註四) 即ち tous pour chacun (萬人は各人のために) ^(註五) の主義に則りながらも個

人主義的制度に歸屬する保險の本質を見誤つてはならない。危險の全面的社會化が、社會の非人間化^(註六) (deshumanisation de la société) を意味するものか、法の凋落^(註七) (décclin du droit) を來すものであるか、或は隷從の道^(註八) (road to serfdom) に導くものであるかはこのでの課題ではない。しかし太陽の光線を受けた淡雪の如く消え去る個人の責任の最後の防壁がエスプリドキフ^(註九) (esprit d'équipe 仲間の精神) にあるとすれば保險はその相互組織への復歸が最も理性的な道であると稱してもよからう。この世に於ける人類の福祉と幸福を齎らすために、近代生活につき繞う全ての危險をカバーし、不安を醸す全ての原因を排除く社會保障の一手段として保險の擔う役割は大きい。だが、保險が秋毫と雖も右のアウトノミーを失した時それは保險の闕から一步踏み出したことを意味するのである。ともあれ、吾々は第一篇に解明された保險の理論經濟學を、保險への不信、或は保險の將來への幻影に經濟學的解答を與えるものとして評價するのにはよからずであらう。

- (註一) Picard et Besson, *Traité général des assurances en droit français*, t. I, chap. III, p. 156—168 Hémard, op. cit., t. II, p. 647—757 Lemonnier, *L'organisation corporative de la prévoyance*, 1941. (註二) Faugue, op. cit., p. 126. (註三) Nogaró, *Éléments d'économie politique*, 5e éd., 1949, p. 222 et suiv. (註四) Nogaró, *Cours d'économie politique*, 5e éd., 1950, p. 276. (註五) Perreau, *Cours d'économie politique*, 5e éd., t. II, 1934, p. 514. (註六) Savatier, op. cit., p. 205. (註七) Ripert, op. cit. (註八) Hayek, *The road to serfdom*, 1944. (註九) Savatier, loc. cit. *